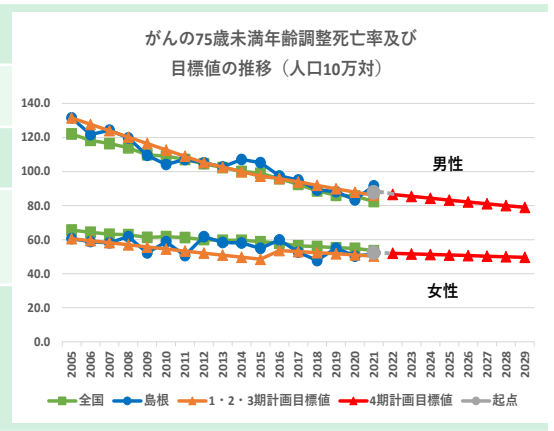


根拠法	がん対策基本法第12条
期間	令和6（2024）年～令和11（2029）年の6年間
関連計画	保健医療計画、健康長寿しまね推進計画など
理念	誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とがんの克服を目指す
数値目標	がんの75歳未満年齢調整死亡率の減少 男性 R3（2021）91.6 → R9（2027）81.1 女性 R3（2021）51.5 → R9（2027）50.3



全体目標Ⅰ 科学的根拠に基づく がん予防・がん検診の充実

【1次予防】P.32～
▶目指すべき姿 がんのリスク要因とされている生活習慣の改善や感染症対策により、まずは避けることができるがんを防ぐ
▶改定のポイント 積極的な接種勧奨が再開したHPVワクチンに関する適切な情報提供に基づく理解促進を図る
▶数値目標
 ・胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肝がんの年齢調整罹患率の減少
 （島根県がん登録）

【2次予防】P.40～
▶目指すべき姿 科学的根拠に基づくがん検診を実施することで、がんに罹患した場合でも早期発見・早期受診につながっている状態を目指す
▶改定のポイント 特に働き盛り世代に対し、検診の重要性等の啓発や受診勧奨を実施し、がん検診受診率の目標値を引き上げる
▶数値目標
 ・胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんが早期に見つかる割合の増加
 （島根県がん登録）

全体目標Ⅱ 患者本位で将来にわたって持続可能な しまねらしいがん医療の実現

【がん医療】P.68～
▶目指すべき姿 県内どこに住んでいても安心してがん医療が受けられる状態を目指す
▶改定のポイント 感染症発生・まん延時や災害時等においても、必要ながん医療を継続して提供できる体制の構築に取り組む
▶数値目標
 ・全がんの5年相対生存率の増加
 （島根県がん登録）
 ・がんの診断・治療全般の総合的評価が高い割合
 （国立がん研究センター患者体験調査）

【緩和ケア】P.80～
▶目指すべき姿 患者や家族の苦痛やつらさが緩和され、生活の質が向上している状態を目指す
▶改定のポイント すべての医療従事者が、「診断時から」治療と併せて取り組む体制の構築に取り組む
▶数値目標
 ・がんやがん治療に伴う痛み等何らかのからだの苦痛がないと回答した患者の割合
 ・がんやがん治療に伴い気持ちがつかなくないと回答した患者の割合
 （国立がん研究センター患者体験調査）

全体目標Ⅲ 尊厳を持って安心して暮らせる 社会の構築

【患者家族支援】P.90～
▶目指すべき姿 患者・家族の治療や療養生活の悩みが軽減している状態を目指す
▶改定のポイント セカンドオピニオンなど患者の意思決定が尊重される体制整備の推進、患者の自死対策について、院内共通フローの作成などに取り組む
▶数値目標
 ・現在自分らしい日常生活を送っていると回答した患者の割合
 ・患者の家族の悩み等を相談できる支援などが十分あると思うと回答した人の割合
 （国立がん研究センター患者体験調査）

【がん教育】P.107～
▶目指すべき姿 県民が自分や身近な人ががん罹患しても、それを正しく理解し、向き合っている状態を目指す
▶改定のポイント デジタル技術を活用し、患者やその家族が必要とする情報へのアクセシビリティの向上に取り組む
▶数値目標
 ・周囲の人からがんに対する偏見を感じると回答した患者の割合
 ・がんと診断されてから周囲に不必要に気を使われていると感じると回答した患者の割合
 （国立がん研究センター患者体験調査）

